

## 募集

保健事業に協力いただける歯科衛生士を募集します

健康推進課で行う保健事業に協力いただける在宅の歯科衛生士を募集しています。

◆内容

乳幼児健康診査時の保健指導、歯科保健事業での健康教育、保健指導ほか

※不定期年間20日程度。日数は状況に応じて相談可能です。

◆申込方法

電話で申込みください。

◆受付期間

随時受付けています。

◆申・問

・健康推進課

TEL 23・0323

### 介護相談員募集

介護サービス事業所などを訪問して、利用者などの相談活動を行う介護相談員を募集します。

◆委嘱期間

◆勤務時間  
6月1日から2年間  
2人1組になり事業所を月に4か所訪問。1回の訪問につき1〜2時間程度。

◆報酬  
月額1万円  
身分・補償

◆身分・補償  
小林市非常勤特別職となります。勤務中の事故や災害を受けた場合は、公務災害補償を受けられます。

◆定員  
1人

◆資格要件

①健康で相談員活動に適すると認められること

②普通自動車以上の免許を保持し、自家用車を持っていること（自家用車での訪問となります）

◆受付期間  
4月1日（月曜）

（4月19日（金曜）

※郵送の場合は、4月19日（金曜）必着

◆応募手続

長寿介護課で受け付けますので、次の書類を提出ください。  
・履歴書（市販の履歴書用紙に自書し、胸から上の写真を添付）

※表に「介護相談員応募」と朱書きした封筒に入れてください。

◆選考方法

書類審査、面接試験

◆申・問

・長寿介護課

TEL 23・1140

### 春の農作業安全確認運動

安全確認を行って  
農作業事故を防止しよう！

春の農繁期は、トラクターなどの農業機械を使って農作業を行う機会が増え、毎年この時期から農作業事故が多くなります。農家の皆さんにとっては忙しい時期ですが、安全な農作業を心がけましょう。

●問・西諸県農業改良普及センター  
TEL 23・5105



## 保健・福祉

家族介護者の集いで  
お話しませんか

介護をしている人の心身の

ストレス緩和と活力につなげるため、「家族介護者の集い」を開催します。介護に関する質問や悩みのある人、今まで参加したことのない人、また介護を卒業した人もぜひご参加ください。

◆野尻地区

◆日時

4月10日（水曜）

10時〜12時

◆場所

野尻保健福祉センター  
友愛会館

◆内容  
懇談

吉村昭代氏による講話

※参加費無料、申込不要です

◆問

のじり地域包括支援センター

TEL 44・2271

◆小林地区

◆日時

4月13日（土曜）

13時30分〜15時

◆場所

小林市地域包括支援センター

◆内容  
懇談・茶話会

※参加費無料、申込不要です

◆問

小林市地域包括支援センター

TEL 25・0707

### 時間外急病診療電話案内

TEL 23-8212

平日夜間 19時から22時まで

日曜・祝日 9時から12時まで

（日曜・祝日は、原則小児科）

※医療機関を案内するもので、病気に関する相談を受けることはできません。

### 小児救急医療電話相談

TEL # 8000

365日 19時から翌8時まで

ダイヤル回線からは

TEL 0985-35-8855

※明らかに緊急を要する急病の場合は、119番をご利用ください。

## オレンジカフェに 参加しませんか？

認知症サポーターリーダー  
(ひまわりの会) 主催の「オ  
レンジカフェ」を開催します。  
認知症になっても住み慣れた  
地域で安心して暮らせるよう  
に、また、心身のストレス緩  
和と活力につなげるのが目  
的。お茶を飲みながら会  
話したり、歌やゲームなどで  
交流ができ、気楽に集える場  
です。誰でも気軽に参加でき  
ますので、利用ください。

### ◆日時・場所

- ① 4月3日(水曜)  
10時～11時30分  
須木 永田館
- ② 4月10日(水曜)  
10時～11時30分  
細野小学校
- ③ 4月17日(水曜)  
10時～11時30分  
細野団地集会所
- ④ 4月17日(水曜)  
10時～11時30分  
須木 永田館
- ⑤ 4月24日(水曜)  
10時～11時30分  
慈敬園
- ⑥ 4月24日(水曜)

10時～11時30分  
須木ふるさとセンター  
(須まいる木つ茶)

### ◆対象

認知症の人・家族・市民な  
ど

◆費用 100円

※申込不要です

### ●問

・小林市地域包括支援センター  
TEL 25・0707

## カフェよらんねに 参加しませんか？

認知症サポーターリーダー  
(のじりオレンジの会) 主催  
の「カフェよらんね」を開催  
します。認知症になっても住  
み慣れた地域で安心して暮ら  
せるように、また、心身のス  
トレス緩和と活力につなげる  
ことが目的です。お茶を飲み  
ながら会話したり、歌やゲー  
ム等で交流ができ、気楽に集  
える場です。誰でも気軽に参  
加できますので、ぜひご利用  
ください。

### ◆日時

4月24日(水曜)  
14時～16時

◆場所 茶飲ん場ふもと

◆対象  
認知症の人・家族・市民な  
ど

※参加費無料、申込不要です

### ●問

・のじり地域包括支援センター  
TEL 44・2271

## スポーツ安全保険

スポーツ・文化・ボランティ  
ア活動などの団体活動に最適  
な保険です。万一の事故や賠  
償責任などの事故に備えて加  
入しましょう。熱中症や突然  
死にも対象となります。

### ◆保険対象

子ども会、自治会、運動ク  
ラブ、文化・ボランテアク  
ラブなど4人以上のグループ  
で加入できます。

### ◆加入方法

「加入依頼書」に必要な事項  
を記入して指定銀行の窓口へ  
掛け金とともに提出してくだ  
さい。なお、別途振込手数料  
が必要です。「加入依頼書」  
は前年度加入団体については  
3月上旬に代表者へ送付して  
います。新たに加入される場  
合は配布場所へ受け取って  
ください。

また、インターネット加入  
もできます。詳しくは(公財)  
スポーツ安全協会ホームページ  
をご覧ください。

### ◆加入依頼書配布場所

スポーツ振興課(市民体育  
館内)、教育委員会須木分室、  
教育委員会野尻分室、西小林  
出張所、紙屋出張所

### ◆保険期間

4月1日～翌年3月31日  
※4月1日以降の入金の場合

は、保険は入金日の翌日か  
ら有効になります。

### ◆その他

詳しくは、(公財) スポー  
ツ安全協会のホームページを  
参照ください。

### ●申・問

(公財) スポーツ安全協会  
宮崎県支部  
TEL 0985・55・3136

## 小林市×姉妹都市「石川県能登町」 人事交流レポート

小林市と能登町は今年度から人事交流を行っています。この  
コーナーでは、4月から地方創生課で勤務する、能登町役場職  
員の田中嘉人さんが小林に住んで感じたことを紹介します。



### 健康で長生きできるまち 歩いて健康寿命を延ばしましょう！

十三塚運動公園は市  
役所から近く、季節を楽  
間わずジョギングを楽  
しめるので、体力維持  
のためできるだけ走り  
にいくようにしていま  
す。平日の夜でも多く  
の方が歩いたり走った  
りしており、健康づく  
りに取り組んでいる方  
が多いように感じてい  
ます。

厚生労働省の「健康  
日本21」によると、生  
活習慣病の予防効果  
は、身体活動量の増加  
に伴って上昇し、長期  
的には10分程度の歩行  
を1日に数回行う程度  
でも健康上の効果が期  
待できるとのこと。つ  
まり、1日30分の運動  
をする場合、1回10分、  
3回にわけても効果が  
あるということ。す  
運動公園まで行かなく  
ても家の近くを散歩し  
たり、歩いて買い物へ  
行ったりすれば合計30  
分くらいはすぐに歩け  
ると思います。

小林には良い水や食  
材があります。さらに、  
運動にも取り組めば  
「健康で長生きできる  
まち」として、みなさ  
んの幸福度も上がるの  
ではないでしょうか。

## 世界自閉症啓発デー 発達障害啓発週間

4月2日は、国連が「世界自閉症啓発デー」と定めた日で、全世界で自閉症を理解してもらおう取り組みが行われます。日本でも、4月2日～8日を「発達障害啓発週間」とし、各地で啓発活動が行われ、本県では県庁本館庁舎をブルーにライトアップします。ブルーの色には、いやし・希望・平穏を表す意味が込められています。この機会に、青色のものを身に付けて、自閉症をはじめとする発達障がいの人たちを応援している世界

中の人たちとつながってみませんか。

### ◆発達障がいとは

生まれつきの脳機能の障がい、育て方や本人の怠けが原因ではありません。大人になつてから発達障がいと分かる場合もあります。

### ◆周りの理解が大切です

脳機能の障がいがあるだけで診断されるものではなく、環境に適応できなくなつたときに、初めて診断されます。周りの理解や置かれた環境で生きやすさが大きく変わります。

### ●問

・福祉課

Tel 23・0111

## 案内

・県障がい福祉課  
Tel 0985・26・7068

### 水道メーター 交換時のお願い

水道課では、定期的に水道メーターの交換を業者に委託して行っています。交換の際はお声かけをいたうえで作業に取り掛かりますが、お返事が無い場合やご不在の場合でも交換作業を行う場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

### ◆交換費用

水道メーターは市からの貸与品ですので、交換費用は無料です。

### ●問

・水道課

Tel 23・0321

### 水道メーター検針の お願い

水道課では、水道料金の算定のため水道メーターの検針を毎月行っています。検針の際はお声かけをいたうえで敷地内へ入らせていただきますが、お返事が無い場合やご不在の場合でも検針を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

### ◆漏水が疑われるとき

使用水量の異常な増大など漏水が疑われる場合は、漏水のお知らせが投函されることがありますのでご注意ください。

### ◆管理のお願い

メーターボックス内や周辺が土砂により埋まってしまうなどにより円滑な検針ができない場合があります。ボックス内の清掃や周辺の整理をお願いします。

●問  
水道課  
Tel 23・0321

### 漏水による 水道料金の減免

水道管の老朽化などによる破損によって漏水が発生したときに、料金の一部を減免する制度があります。

### ◆対象

壁の中や床下、地中などの発見が困難な箇所からの漏水で、市の指定工事店が修理を行ったものに限りです。

### ◆提出物

修理内容などを工事店が証明した減免申請書に、工事の写真をつけて水道課へ提出ください。

### ◆注意点

水洗トイレや給湯器などの給水用具の故障による漏水や、蛇口の閉め忘れなどによる使用量増大は対象外となります。修理費用に対する助成・補助はありませんのでご了承ください。

### ●問

・水道課

Tel 23・0321

## じよじよんよかバスみんなでのっど！ なんと小林・須木間200円！

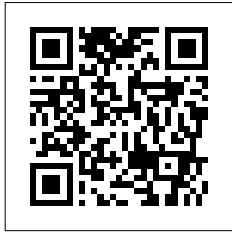
小林市のコミュニティバスは、皆様の利用により支えられています。現在、小林地区と須木地区を結ぶ上九瀬線は、実証実験により、半額の200円で利用できます。「ミニコミュニティバスをご利用いただき、『市民年一回乗車運動』にご協力をお願いします。

●問：企画政策課 Tel 23・0456



## 防災や防犯に役立つ情報届けます 小林市防災・防犯メール

災害や身近な防犯情報をお届けする「小林市防災・防犯メール」。登録希望の人は、携帯電話やスマートフォンのカメラ機能で、右のQRコードを読み取り、受信メールに従って登録をお願いします。



QRコード

登録したにも関わらず、メールが届かない人は、防災メールなどを受信できない設定になっている場合が考えられます。

「city.kobayashi.lg.jp」からのメールを受信できるように携帯電話・スマートフォンから設定するか、最寄りの携帯電話の販売店にて受信設定を行ってください。

●問 危機管理課 Tel 23 - 1175

年度末・年度初め  
休日・時間外の  
窓口開庁日

住民異動などの多い年度末・初めの休日や時間外に臨時的に窓口業務を行います。

- ① 3月23日（土曜）  
8時30分～17時15分  
水道課
- ② 3月28日（木曜）  
～29日（金曜）  
19時まで

市民課、子育て支援課、生活環境課、学校教育課

③ 3月30日（土曜）  
8時30分～17時15分  
市民課、子育て支援課、水道課

④ 3月31日（日曜）  
8時30分～17時15分  
市民課、子育て支援課、学校教育課、水道課

⑤ 4月1日（月曜）  
～3日（水曜）  
19時まで  
市民課、子育て支援課、生活環境課、学校教育課

## 報道機関への 情報提供

イベントや新サービス・商品発表などの情報を、報道機

●問  
社会福祉協議会  
Tel 23・3466

音訳ボランティア団体「小林朗読友の会」では、視覚障がい者の方に「広報こぼやし」、「お知らせ」、「はなみずき（議会だより）」などを音訳したCDを制作し、郵送しています。

家族、知人、友人で視覚障がいの方がいましたらCDの利用を勧めてください、ぜひご利用ください。

## 広報紙などの音訳CD を利用しませんか

●問  
小林市役所（代表）  
Tel 23・1111

⑥ 4月4日（木曜）  
19時まで  
市民課、子育て支援課、学校教育課

関に提供したい人は、市の記者クラブに所属している報道機関に一齐に情報提供する方法があります。詳しくは、地方創生課に問い合わせるか、市ホームページで確認ください。

●問  
地方創生課  
Tel 23・1148

## 空き家バンク 登録受付中

市では、移住希望者などに、登録された空き家情報を提供する「空き家バンク制度」を設けています。不動産会社に取引を依頼されていない売買・賃貸できる空き家を持っていて、空き家バンクへの登録を希望する人は、気軽に連絡ください。また、情報提供者に5000円を支払う謝礼金制度もあります。詳しくは、地方創生課まで問い合わせください。

### ◆空き家の改修補助

空き家の改修など（賃貸借契約締結後）に対する補助制度もあります（上限50万円）。

●問・地方創生課  
Tel 23・1148

## 市ホームページ バナー広告

市では、自主財源確保のため市のホームページに掲載するバナー広告を募集します。

### ◆広告の位置

「くらし」と「観光」のページの下部

### ◆広告掲載料

・事務所が市内にある企業  
月額5千円（税込）  
・事務所が市内にない企業  
月額1万円（税込）

### ◆申込用紙配布場所

地方創生課  
※市ホームページからもダウンロードできます

### ◆申込方法

申込用紙に必要事項を記入して、バナー原稿を添えて地方創生課まで郵送または持参ください。

### ◆申込期間 随時

※詳しくは、市ホームページを確認ください

### ●申・問

地方創生課  
Tel 23・1148